■ 令和3年度版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久/編著

令和3年6月10日発売

定価: 2,200円(本体 2,000円+税) A 5 判 286 頁

令和3年4月10日現在の法令に基づく主要税制に対応

令和3年度税制改正に対応、法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税、地方税等、各種税目をカバーし、外出先などで重要な項目の確認ができます。 昭和49年から毎年改正を反映して発行し、使用頻度の高い項目を集約した実務書です。

令和3年度版では、「税制改正の概要」について主要な改正項目の掲載は もちろん、改正内容を図表にて解説するレイアウトに刷新し、これまで以上 にわかりやすくまとめています。

巻頭見開き掲載の「各種税率一覧」のほか、「社会保険料額表」「年齢早見表(適用年齢簡易判定付)」も好評です。

令和3年度版

分務ハフト

改正税法のあらまし ★国税★地方税★その他

TAXES HANDBOOK TAXES HAND TAXES HAY ANDROU TAXES TAXES HANDBOOK TAXES HANDBOOK TAXES HANDBOOK TAXES HANDBOOK TAXES HANDBOOK TAXES TAXES HANDBOOK NDBOOK TAXES HANDBO TAXES HANDROOK TAXES HANDBOOK XES HANDBOOK TAXES HANDROOK TAXES HANDBOOK TAXES TAXES HANDBOOK TAXES HANDBOOK KES HANDBOOK BOOK IANDBOOK-DB00K

■公的年金等に係る雑所得の速算表(公的年金等の収入金額×割合 - 控除額 = 雑所得の金額(0以下は0))

_		公的:	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額						
年齢	公的年金等の収入金額	1,000万	1,000万円以下		1,000万円超2,000万円以下		2,000万円超		
Mh		割合	控除額	割合	控除額	割合	控除額		
	130万円未満	100%	60 万円	100%	50 万円	100%	40 万円		
65	130万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円		
65歳未満	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円		
満	770万円以上1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円		
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円		
	330万円未満	100%	110 万円	100%	100 万円	100%	90 万円		
65	330万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円		
65 歳以	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円		
主	770万円以上1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円		
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円		

■給与所得の速算表(給与等の収入金額×割合-控除額=給与所得の金額(0以下は0))

給与等の収入金額			—般		子育て・介護世帯	
和サ寺へ	MX/C3	左 合只	割合	控除額	割合	控除額
	162.	5万円以下	100%	55万円	100%	55万円
162.5万円超	180	万円以下	60%	△10万円	60%	△10万円
180 万円超	360	万円以下	70%	8万円	70%	8万円
360 万円超	660	万円以下	80%	44万円	80%	44万円
660 万円超	850	万円以下	90%	110万円	90%	110万円
850 万円超	1,000	万円以下	100%	195万円	90 70	11077
1,000 万円超			100%	19077	100%	210万円

○所得金額調整控除

- 給与所得 (10万限度) + 年金雑所得
- ② 年金雑所得 (10万限度)

が10万円超のとき、 ①+②-10万円を 給与所得から控除

適用限度額12万円

■所得税の配偶者控除・配偶者特別控除早見表

(万円) 配偶者の 納税者本人の合計所得金額 合計 ~900 900超 950超 控除対象 所得金額 偶者控除 配偶者 以下 950以下 1,000以下 70歳未満 38 26 13 48以下 70歳以上 48 32 16 95以下 38 26 13 100以下 36 24 12 105以下 31 21 11 配 配偶者控除な 偶者特別控 9 110以下 26 18 7 115以下 21 14 120以下 16 11 6 125以下 8 4 11 130以下 6 4 2 133以下 2 3 1 133超

■所得税の基礎控除

合計所	基礎控除	
	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超		0 円

■各種所得控除 生命保険料控除

					(地方) 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大				
□新生	命・介護医療・						' -		
国旧生	命				旧年	金	<u>:</u> ⇒(ⁱ	各々i 5 万	最高) 円)
(※生命 適用	保険・ を受け	年金 る場	保険(合に(t、 t各	新旧[両プ計で	たにつで最高	いて打 4万F	空除の)
	保	険料	ች A				控隊	額	
	2	万	円以"	下	A の	全	額		
平新	~ 4	万F	円以"	下	A×	50	%+	10,0	00円
24 於	~ 8	万	円以"	下	A ×	25	%+	20,0	00円
,		8 万円起			40,000円				
	2.5	万	円以"	下	Aの	全	額		
国(旧契約) 23)	~ 5	万F	円以"	下	A×	50	%+	12,5	00円
平約	~10万円以下		下	A×25%+25,000円					
23 🖰		107	万円記	超	50,000円				
障がし	ハ者		一般		4	勃	引	同層	特別
控系	余	27	7万F	9	40	万	円	75	万円
寡娟	控除		ひと	1)	親控	除	勤党	分学 生	±控除
27	7万円 :		3	57	7円			27万	円
	~16歳		6歳	未	 満			_	
++ 美	16~19歳未		未	苘		38万円			
扶養控除	19	~2	3歳	未	茜		6	3万	円
江水	23	~7	0歳	未	茜		3	38万	円
	70	歳り	北上	([司居)	48	(58)	万円

〈50音順索引をご利用ください〉

弊社ホームページに「50音順索引」を掲載しております。

下記 URL 又は右の二次元バーコードを読み込んでご確認いただけます。 http://www.control-sya.co.jp/image/handbook/R03zei-50.pdf



目次	令和3年度版	税務ハンドブック	7
■月別税務日程表			
●申告・納付に関する注	意事項		······· 11
令和 3 年度税制改正 σ)主要なポイン	·	
法人税・所得税・相続税・	贈与税・地方税・	納税環境整備	12
税理士への損害賠償	の主な事例		29
国税関係			
国税の通則等に関す	る事項		
		: 附帯税	31
		- 113 113 174	
		台の調査・不服申立制度	
■課税標準・税額等の端数	計算		39
法人税			
■法人設立の場合の届出等			40
■企業会計の利益と税法上	の利益(所得金額)	······ 42
■受取配当等の益金不算入			44
■資産の評価益・受贈益・	還付金等		46
■外貨建取引の換算等			····· 47
■有価証券の譲渡損益の額	の計算等		48
○有価証券の評価損 …			······ 49
■棚卸資産			······ 51
■減価償却資産の取得価額			59
		7 [TT	
●機械及び装直以外の有	杉減価負却資産の 数素 [四本祭三]	耐用年数表 [別表第一] (抜粋)・	62
		→1 (4+ ₩h)	
		三](抜粋)	
		[別表第五]	
		[別表第五] ************************************	
		「別表第八」(扱粋) 『資産の残存割合表 [別表第二] …	
		h貝座の2012年到日2012年3月11 九・十)	

■主な特別償却制度	······73
■リース取引	······75
■繰延資産の償却額 ····································	······77
■役員の給与	······78
○役員給与の損金算入範囲等	
■過大な使用人給与等	······79
■経済的な利益と給与	80
■租税公課・不正経費等の損金不算入	81
■租税公課の損金算入時期	81
■交際費等	
■使途秘匿金	
■寄附金	····· 83
■貸倒損失・引当金	
1 貸倒損失	·····84
2 貸倒引当金	84
3 返品調整引当金	······ 86
■返品債権特別勘定	······87
■圧縮記帳	88
■その他の経費(ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費)	
■法人契約の定期保険等に係る保険料	92
■消費税等に係る会計処理	95
■グループ法人税制	96
■繰越欠損金の損金算入	97
■欠損金の繰戻し還付制度	
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表(抜粋)…	
■特定同族会社と留保金課税	······ 101
■法人の税率表	102
■ 税額控除	103
所得税	
■所得税の主な申請・届出等	111
■新規開業等の場合の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
■所得の種類と所得金額	112
■主な非課税所得と免税所得	113
■ 所得税の確定申告	114
■内侍祝の確定中日 ■各種所得金額の計算 ····································	110
■ 日	
2 配当所得	
3 不動産所得	
4 事業所得	
●医師の社会保険診療報酬の特例 ····································	
●事業所得と給与所得の区分	
● 事業所得と福子所得の区方 ************************************	
●給与所得者の特定支出	
●相子が付着の特定文山 ●経済的利益(現物給与)の範囲 ····································	
●程月的利益(現物和子)の配囲	
●仕七豕貝(月銀)の計算一見	
○退職金等の受給と課税の関係	
∪ 赵蝦巫寺ツヌ和 ωホヤカエン川渕/ボ ************************************	129

改

7 山林所得	130
8 譲渡所得	131
●株式等に係る譲渡所得等	133
●株式等の取得価額の計算(原則)	····· 136
● NISA (少額投資非課税制度) の概略	140
●国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	141
●低額譲渡の課税関係	142
●土地・建物等の課税の特例	
●土地等譲渡所得チャート	
●譲渡所得の主な特例等の添付書類	
○居住用財産売却の特例チャート	
●補償金の区分と税務上の取扱い	150
●資産の取得の日	151
●譲渡損益の相殺順序	152
●特別控除の適用順位	152
9 一時所得・10雑所得(公的年金等)	
●一時所得と雑所得の具体例	
■主な年金等の課税関係	155
■損益の通算	157
■損失の繰越し、繰戻し	158
■令和3年分の所得控除一覧表	······ 159
●医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの	160
●介護保険制度と医療費控除	160
●ふるさと納税	····· 163
●令和3年分の扶養控除の態様別適用一覧	166
■所得税額速算表(平成27年分以後)	167
■復興特別所得税	····· 167
■平均課税	······ 167
■税額控除一覧表	
○住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 [適用年度区分表]・	······ 171
■所得税額の計算関係図(令和3年分)	····· 177
■確定申告書及び税額計算書の使用区分判定表	
■申告書・申告書付表と主な税額計算書	······ 179
■国外財産調書・財産債務調書	
■居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収	
■非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収	····· 183
■予定納税	······ 184
消費税	
■消費税導入後の変遷	185
■課税の対象	
■主な不課税取引	
■非課稅取引	
■輸出免税	193
■納税義務者と納税義務の免除の特例	
○納税義務の判定 ····································	
■資産の譲渡等の時期	
■ 負生の版及号の制制	101

	■課税標準	······ 199
	■課税仕入れに係る消費税額	200
	■仕入税額控除等	····· 201
	1. 仕入れに係る控除税額の計算	
	2. 仕入税額の按分計算	
	(1)個別対応方式	····· 201
	(2)一括比例配分方式	202
	(3)課税売上割合	
	3. 適用要件	
	4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	
	5.棚卸資産に係る消費税額の調整	204
	6. 調整対象固定資産の調整	····· 204
	7. 転用	····· 205
	■貸倒れに係る消費税額の控除	
	■売上げに係る対価の返還等をした場合	
	■簡易課税制度(中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例)	206
	■事業区分のフローチャート	
	■軽減税率制度	207
	1. 税率	····· 207
	2. 軽減税率の対象品目	
	○軽減税率及びインボイス制度の導入スケジュール	
	3. 区分記載請求書等保存方式	
	4. 中小事業者の税額計算の特例	
	5. 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)	
	■申告・納付	······ 214
	○申告期限と納期限一覧	
	■消費税申告書・届出書等一覧表(抜粋)	
	相続税・贈与税・その他の国税 ■ _{相続税}	
7	■ 相結稅	217
	■^16Mi//1/ ■(参考)民法における相続に関する規定 ····································	
	● 親族表	227
	■贈与税	228
	■組 5 개 ■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	
i	■ 相続時精算課税	234
	■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 ····································	
	■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 ····································	
	■事業承継税制	
	事ま上場株式等についての贈与税の納税猶予制度 ····································	238
	●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	
	●特例事業承継税制	
	●個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度	
ı	■財産評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	● ○ 土地評価の補正率表	
ı	■取引相場のない株式の評価方式の判定	
i	■印紙税	······ 253
	●印紙税の課税物件表 ····································	253

		,
■登録免許税		256
	もの)	
5. 人の資格の登録等		······· 258
地方税関係		
	/	250
■ 床枕標準・枕領寺の	算	259
■住民税		260
●法人市町村民税・道府	県民税の税率	·········· 260
②個人の住民税		······ 260
(1)市町村民税・道府県民	税均等割 (標準税率)	········· 260
	说・市町村民税)所得割税速算表	
	と個人住民税の差	
	住民税の税率割合等 ····································	
②法人事業税		·········· 265
●特別法人事業税及び特	別法人事業譲与税	······· 266
■不動産取得税		······· 269
■固定資産税(償却資産税)・	都市計画税	······· 270
■その他の主な地方税(地方	消費税・ゴルフ場利用税)	275
■白動車関係税 (主たもの)…	1132/10 - 7-2 / 32 / 13/13/10/	276
	収税額表(月額表)抜粋(令和3年分)	
	徴収税額の算出率の表 抜粋 (令和3年分)	
	表 (令和 2 年 9 月分 (10月納付分) ~)	
• 全国健康保険料率	表(令和3年3月分(4月納付分)から適用)	285
	酬月額表	
	平成29年4月1日以後)	
年齢早見表(適用:	年齡簡易判定付)[令和3年用]	286
	凡 例	
→ 通 法······国税通則法	消 令消費稅法施行令	
通 令国税通則法施行令	消 規消費稅法施行規則	
法法法人税法	消基通消費稅基本通達	
法 令法人税法施行令	措 法租税特別措置法	
法 規法人税法施行規則	措 令租税特別措置法施行令	
法基通法人税基本通達	措 通租税特別措置法関係通達	
所 法所得税法	地方法地方法人税法	
所 令所得税法施行令	印 法印紙税法	
所 規所得税法施行規則	登免法登録免許税法	
所基通所得税基本通達	徵 法国税徵収法	
相 法相続税法	地 法地方税法	
相 令相続税法施行令	地 令地方税法施行令	
相 規相続税法施行規則	国 外内国税の適正な課税の確保を図るため	の国外送金等
相基通相続税法基本通達	送金法 に係る調書の提出等に関する法律	
評基通財産評価基本通達	耐 令減価償却資産の耐用年数等に関する省	1令
》 消 法消費税法	耐 通耐用年数の適用等に関する取扱通達	

令和3年度税制改正の主要なポイント

法人税関係 (法人税法/租税特別措置法)

1. 産業競争力強化法の改正による税制措置

改正の概要	参考法令等
・産業競争力強化法の改正を前提に、認定事業適応事業者が同法に定め	措法42の12の7、
る計画に基づき導入する、「脱炭素化効果の高い先進的な投資(⑴カー	措令27の12の 7
ボンニュートラルに向けた投資促進税制)」もしくは「データ連携や共	
有、ビジネスモデルの変革といったデジタル環境の構築のための設備	
等への投資((2) DX 投資促進税制)」について、税額控除又は特別償却	
ができる措置が講じられました。	
また、赤字であっても果敢に前向きな投資((1)(2)等)を行う企業に対し、	措法66の11の 4
コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資	
額の範囲内で最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%(改正	
前:所得の金額の50%)とする特例((3))が創設されました。	
ト文学並なよみルはのルエはの状にのロシミ (4)よん知で午り口の口よっ	- 1 - (a) 1 A TH -

- ▶産業競争力強化法の改正法の施行の日から、(1)は令和6年3月31日までに、(2)は令和5 年3月31日までに取得等し、事業の用に供した資産につき適用
- ▶(3)は、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度(コロ ナ禍の影響を受けたと証明された場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの 間に終了する事業年度及びその翌事業年度)において生じた青色欠損金額について適用

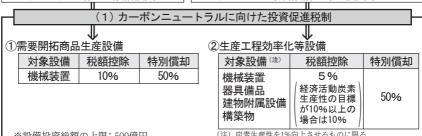
産業競争力強化法

■『認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画』の認定

(認定のポイント)

1. 脱炭素化を加速する製品を生産 する生産工場への設備投資

2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化 するための最新設備の導入投資等



- ※設備投資総額の上限:500億円
- (注) 炭素生産性を1%向上させるものに限る
- ※税額控除の上限は、(2)デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて、当期 の法人税額の 20%
- ※令和6年3月31日までに取得等し、事業の用に供した資産につき、税額控除又は特別償却を適用

▶『認定事業適応計画』の認定

(認定のポイント)

- ●基本指針に照らし適切なもの ●円滑·確実に実施される見込みがあること
- ●持続的なものと見込まれるものであること
- ※(3) 繰越欠損金の控除上限の特例は、産業競争力強化法の改正法施行の日 から同日以後1年を経過する日までの間に認定を受けたものに限る

(前ページ 『認定事業適応計画』 の認定 より続く)

(2) デジタルトランスフォーメーション (DX) 投資促進税制

&

(主務大臣の確認)

- ①デジタル(D) 要件
- ●データ連携・共有
- ●クラウド技術の活用●情報処理推進機構の認定
- ②企業変革(X)要件
 - **|●全社の意思決定に基づくものであること**
 - ●一定以上の生産性向上などが見込まれること等

	_	
対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウエア 繰延資産 (注1) 機械装置 (注2) 器具備品 (注2)	3% グループ外の他法人とも データ連携・共有する場 合は、5%	30%

(注1) クラウドシステムへの移行に係る初期費用

(注2) ソフトウエア・繰延資産と連携して使用するものに限る

※設備投資総額の上限: 300億円

下限: 売上高比0.1%以上

- ※税額控除の上限は、(1)カーボンニュートラル投資促進税制と合わせて、当期の法人税額の20%
- ※令和5年3月31日までに新設等をし、事業の用に供した資産につき、税額控除又は特別償却を適用

→ (3) 繰越欠損金の控除上限の特例

(要件)

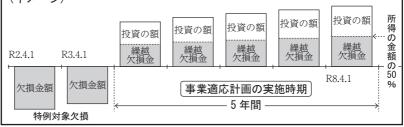
- ・将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出
- ・計画期間内に達成を見込む業績目標を定めること(ROA5%以上向上など)
- ・投資計画が企業の成長に資する内容であること
- ・主務大臣が①計画を認定②投資実績を毎年確認

対象欠損事業年度	特例の適用事業年度
2年間	次のすべてに該当する事業年度
令和2年2月1日から 令和3年4月1日まで の期間内の日を含む事 業年度	①対象欠損金額が生じた事業年度後で所得の金額が生じた最初の事業年度からの5事業年度 ②認定事業適応計画の実施時期を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度

(控除限度額)

- ア. 本特例適用前は、所得の金額の50%相当額が欠損金の損金算入限度です。
- イ. 認定事業適応計画に従って行った投資の額を、アの残りの50%の所得の 金額から順次、繰越控除していくことができます。

(イメージ)



国 税 関 係

国税の通則等に関する事項

■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税

項目	説明
1. 国税通則法と	・国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、
申告手続	税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確に
(通法1、4)	するとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務
	の適正かつ円滑な履行に資することを目的として、国税についての一
	般法として規定されています。
(通法21)	(1) 納税申告書の提出先
	納税申告書は、その提出の際における納税地を所轄する税務署長に
	提出しなければなりません。
(通法22)	(2) 郵送された納税申告書等の効力発生時期
	納税申告書(当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書に関連
	して提出するものとされている書類を含みます。)その他国税庁長官
	が定めた書類が郵便又は信書便*により提出された場合には、いわゆ
	る「発信主義」が適用され、その郵便物のスタンプにより表示された
	日に、その提出がなされたものとみなされます。この場合、通信日付
	印による表示がない又は不明瞭なときは、その郵便物について通常要
	する郵送日数から逆算して発送したと認められる日に提出されたもの
	とみなされます。
	※郵 便⇨小包郵便物(ゆうパック等)は郵便物に該当しません。(レ
	ターパックは信書も送れます)
	信書便⇒民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信
()圣()十11)	書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。
(通法11)	(3) 災害等の場合の申告書の提出期限の延長
	税務署長等は、災害その他やむをえない理由により国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出をその期限ま
	存に基プ、甲古、甲萌、萌水、油山、その他音風の提出をその期限は でに行うことができない場合は、その理由のやんだ日から2か月以内
	に限り、その提出期限を延長することができることになっています。
0 440+4	
2. 納付の方法	納付すべき税額が確定したときは、その納期限までに金銭により納付したければなりません。四紙で独仕すべき屋がは四紙により、棚舎の表
(通法34、相 法43)	しなければなりません。印紙で納付すべき国税は印紙により、物納の許可があった場合は、物納により納付しなければなりません。
(通法34の2、	□ □ がめった場合は、物剤により割削 しなりればなりません。 ▷ □ 座振替による納付も可能です。□ 座振替による納付で、一定の要件
通公340/2、	レロ産派目によるがいもり能です。 口座派目によるがいて、 足の安什 を満たす場合、納期限後であっても納期限内納付とみなされます。
(11年數	○ e-tax による電子申告送信後に、事前に届出をした預貯金口座から即
	- 時または期日を指定して納付することができる「ダイレクト納付」に
	よる納付も可能です。
(通法34の3)	
(,2,2,01->0)	▷クレジットカードによる納付も可能です。(上限は1,000万円未満)
(通法34の3)	□ ▷納付税額が確定した国税でその納期限の到来していないもの(例えば、
	7月1日から10月31日までの間の第2期分の所得税)や近日中に納付
	税額が確定すると見込まれるもの(税務調査があったが修正申告書提
	出前のもの)は、予納申出書を提出すれば、あらかじめ納付可能です。

● 納期限

- 3. 期間及び期限 │■法定申告期限:各税法の規定による納税申告書を提出すべき期限
 - (通法2、37①) ■法定納期限:各税法の規定による本来納付すべきであるとされている 期限
 - ①期限内申告書を提出した者⇒法定納期限
 - ②期限後申告書・修正申告書を提出した者⇒その提出の日
 - ③更正・決定を受けた者⇒その通知書が発せられた日の1月後の日
 - ④納税告知を受けた者⇒告知書に記載された納期限

4. 延滞税 (涌法60~、

通令25~)

• 延滞税が課税される場合

- ① 期限内申告による税額を決定納期限(延納・物納許可の取消しが あった場合はその書類の発信日)までに完納しないとき
- ② 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決 定を受けたため、納付税額が生じたとき
- ③ 予定納税による所得税、源泉徴収による国税をその法定納期限ま でに完納しないとき
- ※延滞税は本税についてのみ計算されます(延滞税には延滞税が課さ れません。)。

一般的な延滞 税の計算 (P.34参照)

納付すべき本税 初刊9人3本税 延滞税の 法定利期限の 延滞税の額 (1万円未× 連滞税の × 翌日から完物の ÷ 365= (百円未満 1世紀) |満切捨て)

法定納期限の 日までの日数 延滞税の額

主な延滞税等 の割合 (措法93、94 (1), 95)

[1141 22 111 C)		95107	
	内容	本則	令3.1.1~12.31
1)延滞税	納期限の翌日から2月を経過する日 の翌日以後	14.6%	8.8%
	納期限までの期間及び納期限の翌日 から2月を経過する日までの期間	7.3%	2.5%
	納税の猶予等の適用を受けた場合(全額が免除された場合を除く)	3.6%	1.0%
②利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納 等、一定の手続を踏んだ納税者に課さ れるもの(相続税・贈与税はP.224)	7.3%	1.0%
③還付加算金	国から納税者への還付金等に付され る利息	7.3%	1.0%

- ※延滞税の割合⇒平均貸付割合+1%+7.3%(2か月以内は1%)
- ※納税の猶予等の適用を受けた場合(延滞税の全額が免除される場合を 除く。)の延滞税の割合⇒平均貸付割合+0.5%
- ※利子税・還付加算金の割合⇒平均貸付割合+0.5%
- ※平均貸付割合とは「前々年9月から前年8月における国内銀行の貸出 約定平均金利の平均」として、各年の前年11月30日までに財務大臣が 告示する割合(令和2年11月30日に翌年は年0.5%と告示されています。) をいいます。

過去の割合

期間	特例基準割合	延滞税		
州间	付例基準剖口	2か月以内	2か月以後	
平30.1.1~令2.12.31	1.6%	2.6%	8.9%	
平29.1.1~平29.12.31	1.7%	2.7%	9.0%	
平27.1.1~平28.12.31	1.8%	2.8%	9.1%	

法 人 税

■法人設立の場合の届出等

- ○会社設立の基本的事項⇨・商号・本店所在地・事業目的・発行可能株式総数・設立時発 行株式数・資本金・株券発行の有無・株式譲渡制限の有無
 - 事業年度・設立日・取締役の任期(2年、4年、5年、10年)
 - 取締役会設置の有無・監査役会設置の有無・払込先銀行支店
 - 発起人の住所氏名等

提出先	提出書類	添付書類等	提出期限	根拠法令等
	設立届出書 (納税地・ 事業目的、 設立日等)	• 定款等の写	設立登記の日から2か 月以内	法法148 法規63
	青色申告の 承認申請書		最初の事業年度終了の 日又は設立の日から3 か月を経過した日の何 れか早い方の日の前日	法法122 ①、②
	棚卸資産の 評価方法の 届出書	法定評価方法最終仕入原価法		法令29、 30、31
税務署	有価証券の 評価方法の 届出書	法定評価方法移動平均法	設立後最初に到来する 確定申告期限(仮決算	法令119 の5、 119の7
	減価償却資産の償却方法の届出書	物及び平成28年4月1日以後取得の建 物及び平成28年4月1日以後取出する 質却資 得の建物附属設備・構築物…定 質却方 額法	による中間申告書を提 出する場合はその申告 期限)	法令51、 53
	給与支払事 務所等の開 設届出書		事務所開設日から1か 月以内	所法230
道府県市町村	設立届出書	・定款等の写・登記事項証明書 (株主名簿の写等)		

(注) 上記の他、消費税関係については別途届出書の提出が必要な場合があります。消費税の届出にあたっては、特に届出時期と適用期間の関係に留意してください。(本文 P.215、216参考)

■法人税の主な申請・届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令	備考
	「事業年度納税地その 他」の変更異動届出書	異動後遅滞なく	法法15、 20	納税地の異動 時は、異動前 の税務署に提 出
• 棚卸資産の評 価方法の変更	棚卸資産の評価方法の 変更承認申請書	評価方法を変更しよう とする事業年度開始の 日の前日	法令30	6か月でみな し承認
(7	- 有価証券(法令119の6)	の変更についても上記に	同じです。))
• 減価償却資産 の償却方法の 変更	減価償却資産の償却方 法の変更承認申請書	評価方法を変更しよう とする事業年度開始の 日の前日	法令52	6か月でみな し承認
•特定資産買換 えの場合の圧 縮記帳の期間 延長	特定資産の買換えの場合の特別勘定設定期間 延長の承認申請書	資産譲渡の日を含む事 業年度の翌事業年度開 始の日から2か月以内	措法65の 8①、措 令39の7 ③7~39	
•期限延長の関 係	申告、申請、届出その 他の書類の提出期限延 長申請書	災害等やむを得ない事 情がやんだ日から相当 の期間内	通法11 通令3	
	申告期限延長承認申請 書	①災害等の時:事業年 度終了の日の翌日か ら45日以内	法法75	
		②決算が確定しない場合: はじめて延長の承認を受けようとする事業年度終了の日まで	法法75の 2①	
• 還付関係	所得税の還付請求	確定申告書に記載	法法78~ 法法80 法令154 の3	解散等の時は 1年以内
	欠損金の繰戻しによる 還付請求書	確定申告書と同時に提 出		
	じた中小企業者等(公額(解散・事業の全部年度又は同日の属する 練戻しによる環内の規 の法人又は相互会社等下であっても「中小弘	○令和 4 年 3 月31日の間に終了 ☆益法人等、人格のない社団 添譲渡等一定の事実が生じた日 る事業年度の欠損金額は含み。 現定が適用されます。ただし、 等の100%子会社は、その子法 と業者等」に該当せず、法法80 1ません。(措法66の13①)(P.	等を含みます 計前1年以内/ ます。)につい 資本金等の う人の資本金の の(欠損金の	。) の、欠損金 こ終了した事業 いて欠損金額の 類が5億円以上 り額が1億円以
その他	事前確定届出給与に関する届出書 (申告期限の延長のない場合)	次のいずれか早い日 ①株主総会決議日から 1か月を経過する日 ②期首から4か月を経 過する日	法令69②	
• 源泉所得税の 納期の特例	納期の特例の申請 (給与等の受給者が常 時10人未満の場合)	• 1 ~ 6 月分 → 7/10納期限 • 7 ~12月分 →翌年 1/20納期限	所法216、 217	

●機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一)

	(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第					第一)			
	・構造は主要部分で判定		構造	5別総合	う又は個	別耐用	年数(年)	
	・二以上の構造の建物はそれぞれに区分して適用 ・内部造作は建物本体の耐		れ		金属造		木	木	簡
			んが	骨相	各材の内	厚	造又	骨	
	用年数を適用	肋コン	造	4	3 4	3	は	モ	易
			石ガロ	ミリ #7	リリ	3ミリ以	合成	ルタ	建
/	細目		· "	超	超以下	卡	樹脂	ル	_
	(一物一用途が原則)	トト 造造	ク 造				造	造	物
	事務所又は美術館用のもの・下記以外のもの	50	41	38	30	22	24	22	
	住宅、寄宿舎、宿泊所、学校又は体育館用のもの	47	38	34	27	19	22	20	
	飲食店、貸席、劇場、演奏場、映画館又は舞踏 場用のもの	_	38	31	25	19	20	19] /
	飲食店又は貸席用のもので、延べ面積のうち	34	_	_	_	_	_	_	/
	に占める木造内装部分の面積が3割を超える もの								/
	その他のもの	41	—						/
	-: 旅館用又はホテル用のもの	_	36	29	24	17	17	15	/
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積	31						_	/
	が3割を超えるもの] /
	その他のもの	39	_	_	_	_	_	_	<u>/</u>
	店舗用のもの	39	38	34	27	19	22	20	/
	病院用のもの	39	36	29	24	17	17	15	
	変電所、発電所、送受信所、停車場、車庫、格 納庫、荷扱所、映画製作ステージ、屋内スケー	38	34	31	25	19	17	15	/
	ト場、魚市場又はと畜場用のもの								
(1)	公衆浴場用のもの	31	30	27	19	15	12	11	
建物	工場 (作業場を含みます。) 又は倉庫用のもの								
790	塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐	24	22	20	15	12	9	7	1 /
	食性を有する液体又は気体の影響を直接全面	*1	*2	*3					
	的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(*1、* 2、*3については倉庫事業の倉庫用のものを								
	除きます。)、放射性同位元素の放射線を直接								
	受けるもの(*1、*3に限ります。)								
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する	31	28	25	19	14	11	10	
	固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的に受けるもの								
	その他のもの		—		24	17	15	14	1/
	倉庫事業の倉庫用のもの								1/
	冷蔵倉庫用のもの	21	20	19	<u> </u>			—	1/
	その他のもの	31	30	26	<u> </u>	—	—	—	1/
	その他のもの	38	34	31	_	—	—	<u> </u>	1
	・: 木製主要柱が10cm 角以下のもので、土居ぶき、								10
	杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきの								
	もの 掘立造のもの及び仮設のもの								7
1	1年上足りもの及び収取りもの								<i>'</i>

■主な特別僧却制度

特別償却の名称

1. 中小企業者等が 僧却

> (中小企業投資 促進税制)

(措法42の6、 68Ø11、10Ø

3、措令27の6)

税額控除と選択適用

(P.107 **5**. 参 考)

※ P.110の適用除 外事業者参照

適用要件·対象資産等

青色申告書を提出する中小企業者等(資本金3,000万円超も含みます。) 機械等を取得し が令和5年3月31日までに新品の特定機械装置等を取得し、製造業・ た場合の特別 建設業等一定の事業の用に供したとき。

	機械及び装置	1 台160万円以上				
特定機械装置等	測定工具・検査工具	1台120万円以上、又は1台30万円以上の ものの年度合計額が120万円以上の場合				
	ソフトウェア (複写用原本・ 試験研究用等を除く)	1式70万円以上、又は年度合計額が70万 円以上の場合				
等	貨物運送用普通自動車	(車両総重量3.5トン以上)				

特別僧却限度額

内航海運業用の船舶

基準取得価額(**)×30% (※船舶は取得価額×75%)

(注) 従業員500人以下の中小企業者等が令和4年3月31日までの間に 取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合には、全額 (年間限度額300万円)を即時償却できます。(措法67の5、P.54参考)

2. 中小企業者等が 設備等を取得し

強化税制)

(措法42の12の 4、68の15の5、 10の5の3)

税額控除と選択適用 (P.107 7. 参

照)

※ P.110の適用除 外事業者参照

青色申告中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の 特定経営力向上 | 認定を受けたものが、令和5年3月31日までに、生産等設備を構成す る機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウエアのうち、 た場合の特別償│特定経営力向上設備等(経営力向上設備等に該当するもののうち、一 定の規模以上のもの) を国内で法人の指定事業の用に供した場合

(中小企業経営 |・上記の「経営力向上設備等 | とは、中小企業等経営強化法に規定す る次の設備をいい、「特定経営力向上設備等」とは、経営力向上設備 等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定 を受けた経営力向上計画に記載されたものをいいます。

之文仍, 在配台为南土山画作品载 C 400 C O O E V V S 9 6						
	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)			
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上 向上	投資収益率年平均 5%以上の投資計 画	遠隔操作、可視化、 自動制御化のいず れかを可能にする			
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局			
	機械装置 160万円以上 (10年以内のモデル)	機械装置	160万円以上			
	測定工具・検査工具 30万円以上 (5年以内モデル)	工具	30万円以上			
対象 設備	器具備品 30万円以上 (6年以内モデル)	器具備品	30万円以上			
	建物附属設備 60万円以上 (14年以内モデル)	建物附属設備	60万円以上			
	一定のソフトウェア 70万円以上 (5年以内モデル)	ソフトウェア	70万円以上			
その他	・生産等設備を構成するものである ・中古資産・貸付資産でないこと	ること • 国内への打	没資であること			

令3.4.1から 経営資源集約化設備(D類型)が追加されました。 要件:修正ROA 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

特別償却限度額

即時償却

所 得 税

■所得税の主な申請・届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令
確定申告関係	○死亡の場合に相続人が行う確定申告書(準確定申告書)又は純損失の繰戻しによる 還付請求書	死亡の日から 4か月以内	所法124、 125、141
	○申告義務のある者の還付申告期限 (令和4年1月1日以後、外国税額・源泉 徴収税額・予納税額の還付申告は、翌年 1月1日から5年間)	翌年1月1日~3月15日	所法120、 122
	○①年の中途において出国する場合の確定 申告書、②還付等を受けるための申告書、 ③確定損失申告書	①③は出国の 時まで	所法127
	○確定申告書、確定損失申告書○純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年3月15日	所法120、123 所法140
	○修正申告書	随時	通法19①
予定納税関係	○6月30日の現況による所得税の予定納税 額の減額申請書	7月15日	所法111①、 112
	○10月31日の現況による所得税の予定納税 額の減額申請書	11月15日	所法111②、 112
青色申告関係	○青色申告承認申請書に関する届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受ける ことの届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受ける	3月15日	所法144、166 所令197① 所令197②
	ことの取りやめ届出書 ○再び現金主義による所得計算の特例の適 用を受けることの承認申請書	1月31日	所令195② (所規39の2)
	○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法)の変更承認申請書	3月15日	所令101②、 124②
	○所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書		所令107②
	○青色専従者給与に関する届出書	3月15日	所法57
	○源泉所得税の納期の特例の承認に関する 申請書	随時	所法216、 217
	○所得税の (棚卸資産の評価方法)減価償却資産償却方法) の届出書	翌年3月15日 ※減価償却資産 の償却方法の 届出について は、特例があ	
	○所得税の有価証券の評価方法の届出書○所得税の増加償却の届出書○所得税の青色申告の取りやめ届出書	ります。	所令106② 所令133 所法151

	○純損失の繰戻しによる所得税の還付の請求書	前年分青色申し、かつ、その申告書提出の流	の年分の青色
	○青色事業専従者給与額を変更する場合の 「青色専従者の給与に関する変更届出書」*	遅滞なく	所令164② 所規36の4 ②
その他の届出	○代替資産(買換資産)を取得した場合の 更正請求又は修正申告	4か月以内	措法33の5①、 36の3①、 37の2①、 37の8①
	○所得税の納税地の異動(変更)届出書*	遅滞なく	所法16、20 所令57
	○給与支払事務所等の開設・移転・廃止届 出書	1か月以内	所法230
	○特別な場合の更正請求 (譲渡代金の回収 不能等所得金額の異動、更正・決定に伴 うもの)	2か月以内	所法152、 153
	○一般の更正請求 (計算誤り等)	法定申告期限 の5年後の3 月15日	通法23①

^{*}の提出期限は「到着主義」によります。

■新規開業等の場合の届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令
事業所得、不動 産所得、山林所	○開廃業等の届出書	開廃業の日か ら1か月以内	所法229
得を生ずべき業 務を開始等した	○給与支払事務所等の開設・移転・廃止届 出書	開設の日から 1か月以内	所法230
場合の届出等	○青色申告の承認申請書(兼)現金主義の 所得計算による旨の届出書○青色申告承認申請書	業務を開始し た日から2か 月以内	所法144 所令197①
	○青色事業専従者給与に関する届出書	(業務開始がそ) の年の1月15 日以前の場合 は3月15日	所法57
	○棚卸資産の評価方法の届出書○減価償却資産の償却方法の届出書	業務を開始した日の属する 年分の確定申 告期限まで	所令100② 所令123②

[※]消費税の課税事業者に該当する場合は、「消費税の各種届出書等」(P.215、216参考) により適宜届出等します。

明

■令和3年分の所得控除一覧表

項

1. 雑指控除 ○対象となる損失の範囲 (所法72) 災害又は盗難若しくは横領により住宅家財等(本人又は生計一親族(合 計所得金額48万円以下)が所有するもの)に損害を受けた場合の損失を いいます。したがって、詐欺、強迫、紛失等による損失や書画骨とう・ 貴金属など(1個又は1組30万円超のもの)、別荘等の生活に通常必要 でない資産の損失は対象になりません。 | 差引 = 損害 + 災害等に関連した - 保険金等で | 損失額 = 金額 + やむを得ない支出の金額 - 補てんされる金額 | いずれか (• 差引損失額 - 総所得金額等の合計額×10% ○雑損控除額= 多い方 ● 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 の金額 ※合計所得金額……次の①から⑦までの金額の合計額をいいます(源泉 分離課税のものは含まれません。)。 ① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用 しないで計算した総所得金額 ② 分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除前) ③ 分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額(上場株式等に係 る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額) ④ 分離課税の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額(上 場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株 式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の 金額) ⑤ 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(先物取引の差金等決 済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額) ⑥ 退職所得金額 ⑦ 山林所得金額 ※総所得金額等の合計額……合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財 産の譲渡損失の繰越控除を適用して計算した金額(上場株式等に係る 譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の 繰越控除及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用があ る場合は、その適用後の金額)をいいます。 |いずれか/限度額 2. 医療費控除 /支払った 保険金等で補て\ 10万円 \医療費の額 んされる金額 / 総所得金額等×5%∫少ない方\200万円/ (所法73) 医療費控除の明細書の作成・添付が必要です。 • 医療費控除の 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者が医 師の関与がある、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健 特例 (セルフメディ 康診査、⑤がん検診を行っているときは、その者の選択により、その年 ケーション税 中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額(保険金、損害賠償金等 制) により補填される部分の金額を除きます。)の合計額が1万2千円を超 えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)を、その居住 (措法41の17、 措令26の27 者のその年分の総所得金額等から控除できます。 $\mathcal{O}(2)$ (注) この特例の適用を受ける場合には、所法73の医療費控除の適用を

受けることはできません。

説

●医療費に

医療費に

(1

も

- ① 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費(不妊治療や人工授精の費用、子供の歯列矯正費用など)
- ② 治療、療養のための医薬品の購入費
- ③ 通院費用、入院中の部屋代や食事代の費用で通常必要なもの
- ④ 治療のために、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ⑤ 保健師や看護師、その他療養上の世話を受けるため特別に依頼した人に支払った費用
- ⑥ 助産師による分べんの介助を受けるために支払った費用
- ⑦ 痔ろう治療のための漢方薬等(薬事法第2条に該当する「医薬品」に限ります。)の購入費
- ⑧ 介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所費用のうち同施設におけるサービスの提供に応じた一定の部分
- ⑨ 介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分
- ① 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用
- ② 健康増進や疾病予防のための医薬品の購入費
- ③ 人間ドックなどの健康診断のための費用(ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合や特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けた場合のこの費用は医療費に含まれます。)
- ④ 親族に支払う療養上の世話の費用
- (⑤) 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費(ただし、治療を受けるために直接必要とする「治療用メガネ(医師の処方せんがあるもの)」等の費用は医療費に含まれます。)
- ⑥ 紙おむつ、寝具類の費用及び医師等に支払った謝礼金(紙おむつについては医師の「おむつ使用証明書」(2年目以降は市区町村が発行する確認書、又は主治医意見書の写しでも可)が発行された場合に限り、医療費に含まれます。)
- (7) 通院に自家用車を使用した場合の駐車場代やガソリン代など
- ⑧ カツラの購入費
- ⑨ 出産のため実家に里帰りするための交通費

●介護保険制度と医療費控除

[施設サービス]

取扱い		施設名		
施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1が 医療費控除の対象		指定介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	
施設サービスの対価 (同上) として支払	2	介護老人保健施設		
った額が医療費控除の対象	3	介護療養型医療施設		

※支払った金額のうち、①日常生活費及び②特別なサービス費用は医療費控除の対象になりません。

「居宅サービス)

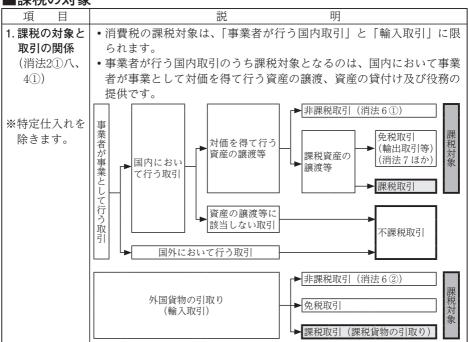
取扱い	居宅サービスの種類		
	訪問看護	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	
医療費控除の対象	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護	
	訪問介護 (生活援助中心型を除く)	介護予防訪問介護	
上記のサービスと併せ	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	
	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	
て利用する場合のみ医	通所介護	介護予防通所介護	
療費控除の対象	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	
	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	
 医療費控除の対象外	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護	
	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	

消費税

■消費税導入後の変遷

施行	利	党率		事業者	簡易課税		仕入税額	限界控除
時期	消費税	地方 消費税	計	免税点	適用上限	みなし 仕入率	控除	適用上限
平元.4	3.0% ※平3.9まで住宅 貸付けは課税	_	3.0%	3,000万円	5 億円	卸売90% その他80%	帳簿方式	6,000万円
平3.10					4億円	製造業など70% その他60% 追加		5,000万円
平9.4	4.0%	1.0%	5.0%		2 億円	第五種追加 / 不動産業 運輸・通信業 50%	請求書等保存方式	廃止
平16.4				1,000万円	5,000万円	サービス業		
平26.4	6.3%	1.7%	8.0%					
平27.4						第五種 (金融 保険) 50%		
						第六種 (不動産業) 40%		
令元.10	7.8% (6.24%)	2.2% (1.76%)	10.0% (8.0%)			食用の農林水産物 生産を第二種80%	区分記載 請求書等 保存方式	
令5.10							適格請求 書等保存 方式	

■課税の対象



2. 国内取引であ ること

令6③、消基 通5-7-2~ 10)

●国内取引の判 定

資産の譲渡、貸付けの判定はその譲渡、貸付け時のその資産の所在場 所で、役務の提供の判定は役務提供が行われた場所で判定します。

- (消法43)、消 | ③ 船舶、航空機……船籍又は航空機の登録をした機関の所在地
 - (b) 鉱業権、租鉱権、採石権……鉱区又は租鉱区等の所在地
 - © 営業権、漁業権、入漁権……権利に係る事業を行う者の住所地
 - 団 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等……登録機関の所在地(2以上の国で登) 録している場合は譲渡又は貸付けをする者の所在地)
 - (e) 著作権、出版権、著作隣接権等……著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
 - ① 利子を対価とする金銭の貸付け(償還差益を対価とする国債等の取得を含む)…… 預貯金の預入・手形の割引等、これらの行為を行う者のこれらの行為に係る事務 所等の所在地
 - ⑧ 国際運輸……出発地・発送地若しくは到着地
 - 面際通信……発信地又は受信地
 - (i) 保険……保険に係る事務を営む者の保険契約の締結に係る事務所等の所在地
 - (i) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提 供で、建物、鉱工業生産施設等の建設又は製造に関するもの……その建設又は製 造に必要な資材の大部分が調達される場所
 - ② 上記以外の役務の提供で国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供 その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの……役務の提供を行う者 の役務に係る事務所等の所在地
 - ① 電気通信利用役務の提供……役務の提供を受ける者の所在地
 - ⑩ 特定仕入れ……他の者から受けた役務の提供につき⑥~①の場所

3. 事業者が事業

4①、消基通

5-1-1)

[付随行為]

(消基通5-1 -7)

事業者とは事業を行う個人及び法人が該当します。「事業として」と **として行うも** は同種の行為を反復、継続、独立して行われることをいい、法人の行う **のであること** 行為はすべて「事業として」に該当します。

- (消法2①三四、(注) 所得税法上の事業所得より範囲は広く、不動産所得も含みます。[消 費のための『家計』は含みません。〕
 - 「事業者 | 以外の給与所得者の人件費、給与所得者間の取引は不課税取引です。
 - 事業者が非業務用資産を譲渡しても不課税取引です。
 - ■事業活動の一環として、又はこれに関連して行われる次のようなものは課税対象です。
 - ① 職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者に該当するものが対価を 得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供
 - ② 職業運動家、作家等で事業者に該当するものが対価を得て行う催物への参加又 はラジオ放送若しくはテレビ放送等に係る出演その他これらに類するもののた めの役務の提供
 - ③ 事業の用に供している建物、機械等の売却
 - ④ 利子を対価とする事業資金の預入れ
 - ⑤ 事業の遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭等の貸付
 - ⑥ 新聞販売店における折込広告
 - ⑦ 浴場業、飲食業における広告の掲示

4. 対価を得て行 うものである こと

(消法2①八、 消基通5-1 -2)

「対価を得て行われる」とは、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提 供に対して反対給付を受けることをいいます。代物弁済、負担付贈与に よる資産の譲渡、現物出資のほか、貸付金等の金銭債権の譲受けその他 の承継や収用の場合の対価補償金等が含まれます。

• 贈与等の無償取引や配当金、給与等対価性のないものは不課税取引で す。例外 [みなし譲渡(6.参考)]

5. 資産の譲渡、

資産の譲渡、貸付けには、商品販売以外に不要資産等の下取りやスク 貸付け、役務 ラップの売却も含みます。また、無形資産である特許権等を売ったり、 の提供である│使用料を得た場合の他、代物弁済、負担付き贈与、交換等も含みます。

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税

項目 説明

1. 納税義務者 (相法1の3)

4				μ/L		.51		
相続人						国内に住所	,	
			あり		なし			
							日本国籍	
				一時居住者	一時居住者	あ	り	
	被相	目続	,	以外	77/11 12 1	10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	なし
	国内.	あり	在留資格を 有する者 (居住期間要 件なし)		3			4
	に住所		10年以内に 住所あり	1		2		
		なし	日本国籍なし		3			
			10年以内に 住所なし		非居住 対相続人			4

- 一時居住者とは、相続開始の時において在留資格を有する者であって、 その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計 が10年以下であるものをいいます。
- 非居住被相続人とは、相続開始の時において、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

細		相続人の住所			
課税財産		国内	国外		
財	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者		
生	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者		

(注) 相続等により財産を取得した時において日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

(納税義務者 の相続税法 の適用関係)

(相法19の2) (相法19の3) (相法19の4) (相法20の2) (相法62)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限			
債務控除 (相法13)		こ定めるものの金額 の負担に属する部分		定めるものの金額 負担に属する部分			
配偶者控除	0	0	0	0			
未成年者控除	0	0	×	×			
障がい者控除	0	×	×	×			
外国税額控除	0	0	×	×			
納税地	住所地※	相法62②適用有※	住所地※	相法62②適用有			
>*/ [E] \ [-8/] E) [/87	AVERAGE (PITTERS FOR INC.) AND AT A VERTICAL PROPERTY AND						

※相法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

2. 課税財産
(相法2)

	種類	細目	利用区分等
		田・畑	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、 永小作権
	土地 (土地の 上に存する権	宅地	自用地(事業用、居住用、その他)、 貸宅地、貸家建付地、借地権(事 業用、居住用、その他)など
	利を含みます。)	山林	普通山林、保安林など
		その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種 地(又はこれらに対する地上権、 賃借権、温泉権又は引湯権)
	建物	家屋 構築物	自用家屋、貸家 駐車場、養魚池、広告塔など
		機械、器具、農機具、	機械・器具、農機具、自動車、船 舶など
		で版、品具、展版具、 その他の減価償却資	牛馬等(農耕用、乳牛など)
		産	果樹
	事業 (農業)		営業権
	用財産	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農 産物等の別にそれらの明細を記載 する
		売掛金	
		その他の財産	電話加入権、受取手形その他
	有価証券	特定同族会社株式、	配当還元方式によるもの
		出資	その他の方式によるもの
		上記以外の株式出資	上場株式、気配相場のある株式
		公債、社債	国債、地方債、社債、外国公債
		受益証券	証券投資信託、貸付信託の受益証券
		現金	金銭、小切手
	現金、 預貯金等	預金、貯金、その他	普通預金、当座預金、定期預金、 通常郵便貯金、定期積金、金銭信 託など
	家庭用財産	生活用具	家具、什器
		みなし相続財産	3. 参照
		立木	杉、ひのき、松、くぬぎ、雑木等
	その他の財産	その他	特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、貴金属、宝石、競走馬、ゴルフ会員権、ヨット、書画・骨とう、事業用でない自動車等など

地 方 税 関 係

■課税標準・税額等の端数計算(地法20の4の2①~⑧、地令6の17)

H/I	1 13 0 10	項目	切捨てる金額等
課税標準額等	1	次に掲げるもの以外のもの 利子等に係る道府県民税・特定配当等に係 る道府県民税・特定株式等譲渡所得金額に 係る道府県民税・道府県法定外普通税若し くは市町村法定外普通税又は法定外目的税	1,000円未満の端数 全額が1,000円未満
準額等	2	で条例で指定するもの 延滞金の計算の基礎となる税額 加算金の計算の基礎となる税額 還付加算金の計算の基礎となる過誤納金又 は、還付金の額	1,000円未満の端数 全額が2,000円未満※ 1
	3	確定税額(4に掲げるものを除きます)	100円未満の端数 全額が100円未満※ 1
確定税額	4	利子等に係る道府県民税・特定配当等に係る 道府県民税・特定株式等譲渡所得金額に係る 道府県民税・道府県たばこ税・ゴルフ場利用 税・市町村たばこ税・軽油引取税・入湯税・ 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普 通税又は法定外目的税で条例で指定するもの	1 円未満の端数 全額が1 円未満
間・還付	5	滞納処分費	100円未満の端数 全額が100円未満
金額等	6	延滞金・加算金・還付加算金	100円未満の端数 全額が1,000円未満※ 1
守	7	分割納付又は、納入の場合	納期限ごとの分割金額の1,000円 未満の端数又は、その金額が 1,000円未満であるときは、その 端数または、全額を、すべて最 初の納期限に係る分割金額に合 算します。※1、2

- ※1. この表の2. 3 (全額が100円未満の場合に限ります。)、6. 7の規定の適用については、 ①個人の市町村民税とこれと併せて徴収する道府県民税、②固定資産税とこれと併せ て徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなします。
- ※ 2. この場合、特別徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税とこれと併せて徴収する道府県民税についての表の 7 の規定の適用については「1,000円」を「100円」と読み替えます。

■住民税

□住民税の税率表

- 1法人の住民税
- ●法人市町村民税・道府県民税の税率
- (1) 均等割

区分	種目	市町村民税 (地法312)		府県民税 也法52)	
資本金等の額	市町村内の事業所 等の従業員数	標準税率	標準税率	《大阪府の場合》 令4.3.31迄の開始分	
①50億円超	50人超	3,000千円	800 千円	1,600 千円	
①30個月週	50人以下	410	800	1,000	
②10億円超	50人超	1,750	540	1,080	
50億円以下	50人以下	410	340	1,000	
③ 1 億円超	50人超	400	130	260	
10億円以下	50人以下	160	130	200	
④1,000万円超	50人超	150	50	75	
1 億円以下	50人以下	130	30	15	
⑤1,000万円以下	50人超	120			
(回1,000/月月以下	50人以下	50	20	20	
⑥上記以外		30			

- (注) 市町村民税の適用税率は各市町村の条例で定められます。制限税率は1.2倍です。
 - 「資本金等の額」とは、法人税法上の資本金等の額から「無償減資の額」及び「資本準備金の取り崩し額(欠損補てん等)」を控除し、「無償増資の額」を加算した金額をいいます。ただし資本金等の額が(資本金+資本準備金)を下回る場合は、(資本金+資本準備金)が税率区分の基準とされます。
 - 「資本金等の額」は、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

(2) 法人税割税率

□超過税率又は不均一課税適用法人の税率(標準税率)のどちらを適用するか判定します。



※令和元年10月1日以後開始事業年度の大阪府の税率は2.0% (ただし不均一課税適用法人(資本金の額 又は出資金の額が1億円以下、かつ、法人税額が年2,000万円以下)は、1.0%)

税目	市町村民税	(地法314の4)	道府県民科	2 (地法51)
事業年度	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
平26.10.1~令元.9.30開始	9.7%	12.1%	3.2%	4.2%
令元.10.1以後開始	6.0%	8.4%	1.0%	2.0%

[注] 適用税率は各市町村・都道府県の条例で定めます。

2個人の住民税

(1) 市町村民税・道府県民税均等割(標準税率)

区分 税目	標準税率	復興特別税(地方財源法2)	合計
市町村民税(地法310)	3,000円	500円	3,500円
道府県民税(地法38)	1,000円	500円	1,500円
合 計	4,000円	1,000円	5,000円

- ※平成26年度から令和5年度までの10年間は、震災復興財源として、年間1,000円引き上げられています。
- ※個人住民税における公的年金からの特別徴収制度があります。
- ※令和6年度分から森林環境税(1.000円)が個人住民税に併せて賦課徴収されます。

■給与所得の源泉徴収税額表(月額表) 抜粋

令和3年分

(--

(-)

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(4人) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	税額 円 11,400 11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300 16,000
後の給与等の金額	(4人) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	税額 円 11,400 11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
金額	類 円 の の の の の の の の の の の の の	11,400 11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
以上 未満 税 額 税額 以上 未満 税 第 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	11,400 11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	11,400 11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
88,000 円未満 0 0 0 0 での月の社会保険料等控除 後の給与等の金額の3063% 相当金額 175,000 177,000 3,700 2,200 600 175,000 177,000 3,700 2,200 600 175,000 175,000 175,000 3,840 2,220 600 175,000 175,000 175,000 3,910 2,290 670 175,000 175,000 175,000 3,910 2,290 670 175,000 175,000 175,000 175,000 175,000 3,910 2,290 670 175,000		11,400 11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
保険料等控除 後の給与等の		11,700 12,000 12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
金額の3063% 相当金額	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12,400 12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
Hay 会額	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12,700 13,200 13,900 14,600 15,300
88,000 89,000 130 0 0 0 0 3,200 177,000 179,000 3,980 2,360 750 89,000 90,000 180 0 0 0 0 3,200 179,000 181,000 4,050 2,430 820 90,000 91,000 230 0 0 0 0 0 3,200 181,000 183,000 4,120 2,500 890 91,000 92,000 290 0 0 0 0 0 3,200 183,000 185,000 4,200 2,570 960 92,000 93,000 340 0 0 0 0 0 3,300 185,000 185,000 4,270 2,570 960 92,000 93,000 340 0 0 0 0 3,300 185,000 187,000 4,270 2,640 1,030 94,000 95,000 440 0 0 0 0 3,300 187,000 189,000 4,340 2,720 1,100 94,000 95,000 440 0 0 0 0 3,300 187,000 199,000 4,410 2,720 1,170 95,000 96,000 490 0 0 0 0 3,400 191,000 193,000 4,480 2,860 1,250 96,000 97,000 540 0 0 0 0 3,400 193,000 195,000 4,550 2,930 1,320	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	13,200 13,900 14,600 15,300
89,000 90,000 180 0 0 0 3,200 179,000 181,000 4,050 2,430 820 90,000 91,000 230 0 0 0 0 3,200 181,000 183,000 4,120 2,500 890 9 91,000 92,000 290 0 0 0 0 183,000 185,000 4,200 2,570 960 960 92,000 93,000 340 0 0 0 3,300 185,000 187,000 4,270 2,640 1,030	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	13,900 14,600 15,300
89,000 90,000 180 0 0 0 3,200 179,000 181,000 4,050 2,430 820 90,000 91,000 230 0 0 0 0 3,200 181,000 183,000 4,120 2,500 890 9 91,000 92,000 290 0 0 0 0 183,000 185,000 4,200 2,570 960 960 92,000 93,000 340 0 0 0 3,300 185,000 187,000 4,270 2,640 1,030	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	13,900 14,600 15,300
90,000 91,000 230 0 0 0 0 3,200 181,000 183,000 4,120 2,500 890 91,000 92,000 290 0 0 0 0 185,000 185,000 4,200 2,570 960 92,000 93,000 340 0 0 0 0 3,300 185,000 187,000 4,270 2,640 1,030 93,000 94,000 390 0 0 0 0 3,300 187,000 189,000 4,340 2,720 1,100 94,000 95,000 440 0 0 0 3,300 189,000 191,000 4,410 2,790 1,170 95,000 96,000 490 0 0 0 3,400 191,000 193,000 4,480 2,860 1,250 96,000 97,000 540 0 0 0 3,400 193,000 195,000 4,550 2,930 1,320 </td <td>0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>14,600 15,300</td>	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	14,600 15,300
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 0 0	15,300
92,000 93,000 340 0 0 0 0 3,300 185,000 187,000 4,270 2,640 1,030 93,000 94,000 390 0 0 0 0 187,000 189,000 4,340 2,720 1,100 94,000 95,000 440 0 0 0 3,300 189,000 191,000 4,410 2,720 1,170 95,000 96,000 490 0 0 0 3,400 191,000 193,000 4,480 2,860 1,250 96,000 97,000 540 0 0 0 3,400 193,000 195,000 4,550 2,930 1,320	0 0 0 0 0 0 0	
93,000 94,000 390 0 0 0 0 3,300 187,000 189,000 4,340 2,720 1,100 94,000 95,000 440 0 0 0 0 3,300 189,000 191,000 4,410 2,790 1,170 95,000 96,000 490 0 0 0 0 3,400 191,000 193,000 4,480 2,860 1,250 96,000 97,000 540 0 0 0 0 3,400 193,000 195,000 4,550 2,930 1,320	0 0 0	16,000
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 0	
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 0	16,700
95,000 96,000 490 0 0 0 0 3,400 191,000 193,000 4,480 2,860 1,250 96,000 97,000 540 0 0 0 3,400 193,000 195,000 4,550 2,930 1,320	0	17,500
96,000 97,000 540 0 0 0 0 3,400 193,000 4,550 2,930 1,320		18,100
97,000 98,000 590 0 0 0 0 3,500 195,000 197,000 4,630 3,000 1,390	0 0	18,800
	0	19,500
	0 (20,200
	0	20,900
	0 0	21,500
200,000 200,000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	0	22,200
105,000 107,000 1,030 0 0 0 3,800 205,000 207,000 4,980 3,360 1,750 13	0 0	22,700
107,000 109,000 1,130 0 0 0 0 3,800 207,000 209,000 5,050 3,430 1,820 20		22 200
107,000 109,000 1,130 0 0 0 0 3,800 207,000 209,000 5,050 3,430 1,820 20 109,000 111,000 1,240 0 0 0 0 3,900 209,000 211,000 5,130 3,500 1,890 28		23,300 23,900
111,000 13,000 1,340 0 0 0 0 4,000 211,000 3,150 3,500 1,650 22 111,000 113,000 1,340 0 0 0 0 4,000 211,000 213,000 5,200 3,570 1,960 35		24,400
113,000 115,000 1,540 0 0 0 0 4,100 213,000 215,000 5,270 3,640 2,030 42	_	25,000
115,000 117,000 1,540 0 0 0 0 4,100 215,000 217,000 5,340 3,720 2,100 49		25,500
1-3,000 -3,		
117,000 119,000 1,640 0 0 0 4,200 217,000 219,000 5,410 3,790 2,170 56	0 0	26,100
119,000 121,000 1,750 120 0 0 4,300 219,000 221,000 5,480 3,860 2,250 63	0 0	26,800
121,000 123,000 1,850 220 0 0 0 4,500 221,000 224,000 5,560 3,950 2,340 71		27,400
123,000 125,000 1,950 330 0 0 0 4,800 224,000 227,000 5,680 4,060 2,440 83		28,400
125,000 127,000 2,050 430 0 0 5,100 227,000 230,000 5,780 4,170 2,550 93	0 0	29,300
207 000 100 000 0 170 0 000 0 000 000 000		20,200
127,000 129,000 2,150 530 0 0 0 5,400 230,000 233,000 5,890 4,280 2,650 1,04		30,300 31,300
129,000 131,000 2,260 630 0 0 0 5,700 233,000 236,000 5,990 4,380 2,770 1,14 131,000 133,000 2,360 740 0 0 6,000 236,000 239,000 6,110 4,490 2,870 1,26		31,300
133,000 135,000 2,360 740 0 0 0 6,000 235,000 239,000 6,110 4,430 2,870 1,26 133,000 135,000 2,460 840 0 0 0 6,300 239,000 242,000 6,210 4,590 2,980 1,36 1,		32,400
135,000 137,000 2,550 930 0 0 0 6,600 242,000 245,000 6,320 4,710 3,080 1,47		34,400
3,500 3		0.,100
137,000 139,000 2,610 990 0 0 0 6,800 245,000 248,000 6,420 4,810 3,200 1,57	0 0	35,400
139,000 141,000 2,680 1,050 0 0 7,100 248,000 251,000 6,530 4,920 3,300 1,68	0 0	36,400
141,000 143,000 2,740 1,110 0 0 0 7,500 251,000 254,000 6,640 5,020 3,410 1,79		
143,000 145,000 2,800 1,170 0 0 0 7,800 254,000 257,000 6,750 5,140 3,510 1,900		
145,000 147,000 2,860 1,240 0 0 8,100 257,000 260,000 6,850 5,240 3,620 2,00	0 390	39,400
147,000 149,000 2,920 1,300 0 0 8,400 260,000 263,000 6,960 5,350 3,730 2,11		.,
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
153,000 153,000 3,050 1,450 0 0 0 9,300 269,000 272,000 7,160 3,500 3,940 2,55 153,000 155,000 3,120 1,500 0 0 9,300 269,000 272,000 7,280 5,670 4,050 2,45 2,55 2,	_	
155,000 157,000 3,120 1,500 0 0 0 9,600 272,000 275,000 7,20 3,670 4,000 2,485 155,000 157,000 3,200 1,570 0 0 0 9,600 272,000 275,000 7,390 5,780 4,160 2,546		
250,000 251,000 250,000	7	11,000
157,000 159,000 3,270 1,640 0 0 9,900 275,000 278,000 7,490 5,880 4,270 2,64	0 1,030	45,500
159,000 161,000 3,340 1,720 100 0 0 10,200 278,000 281,000 7,610 5,990 4,370 2,76	, , , , ,	
161,000 163,000 3,410 1,790 170 0 0 10,500 281,000 284,000 7,710 6,100 4,480 2,86	0 1,250	
163,000 165,000 3,480 1,860 250 0 0 10,800 284,000 287,000 7,820 6,210 4,580 2,97		
165,000 167,000 3,550 1,930 320 0 0 11,100 287,000 290,000 7,920 6,310 4,700 3,07	0 1,460	49,700

給与所得の源泉徴収税額表(月額表) 抜粋

令和3年分

(七)

その月の社会								
保険料等控除			扶養	<i>7</i> .				
後の給与等の 金額		0人	1人	2人	3人	4人	٦	
以上	未満		税	税額				
		円	円	円	円	円	651,900円に、	
3,500,000円		1,125,620	1,119,150	1,112,690	1,106,210 1,099,750		その月の社会	
				保険料等控				
3,500,000円を超 える金額				除後の給与等				
)0円の場	の金額のうち				
		社会保	険料等哲	1,700,000円を				
		うち3,5	00 , 000 円	超える金額の				
		%に相	当する金	45.945%に相				
				当する金額を				
				加算した金額				

- ※この表における用語については、次に定めるところによります。
- (一)「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控 除対象扶養親族をいいます。
- (二)「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

※扶養親族等の数の求め方については、P.283を参照してください。

■賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋

令和3年分

	甲											
常にのム	扶養親族等※の数											
賞与の金 額に乗ず	0人 1人			2人 3人			4人					
祖に来9 べき率	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額									前月の社会保険料等控 除後の給与等の金額		
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満		210千円未満			
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295	210	300		
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345	300	378		
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398	378	424		
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417	424	444		
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445	444	470	222	千円未満
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477	470	503		
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510	503	534		
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544	534	570		
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647	570	662		
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745	662	768	222	293
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782	768	806		
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823	806	849		
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868	849	896		
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931	896	959		
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005	959	1,036	293	524
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385	1,036	1,409		
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538	1,409	1,555		
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	524	1,118
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622		
45.945	3,495千円以上 3,527千円以上 3,559千円以上 3,590千円以上 3,622千円以上							一円以上	1,118=	F円以上		

- ※この表における用語については、次に定めるところによります。
- (一)「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。
- (二)「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に 規定する小規模企業共済等掛金をいいます。